

●被扶養者の申請をされる方へ

○健康保険の被扶養者になるには、次のような基準をみたしており必要書類を揃えて当組合に申請し認定されることが必要です。

1. 被扶養者に認定されるための条件

- ① 3親等内の親族で、本人と同居していること。
(ただし配偶者・子・孫・本人の父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹は別居でも可)
- ② 申請者の年収は130万円未満であること。ただし60歳以上または障害厚生年金の受給者は180万円未満であること。
(給与収入等がある場合、月額108,333円以下。失業給付等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。)
- ③ 申請者の年収は被保険者の年収の半分未満であること。
- ④ 申請者は主として被保険者により、生計を維持されていること。(具体的には下記の通り)

同居の場合

- ・原則として申請者の収入が被保険者の扶養する世帯1人当たり生計費の半分以下となること。

別居の場合

- ・申請者の年収以上に仕送りしていること
- ・仕送りが可能であること。(原則として申請者の収入が被保険者の扶養する世帯1人当たり生計費の半分以下となること)
- ・継続的に仕送りしていることの証明(銀行の振込証明など)が必要なこと。
(手渡しは不可)

申請する前に確認しましょう!!

次の①～③のいずれかに該当する方は被扶養者となることができません。

- ① 失業給付等を受給している場合(日額3,612円以上の場合)
- ② 子供の申請で、被保険者より配偶者の年間収入が多い場合
(夫婦が共同して扶養している場合は、原則として年間収入の多い方の被扶養者とする事になっていきます)
- ③ 扶養の実態がない場合
(被扶養者としていた方の生活費を被保険者の方が、主として負担していない場合は認定できません)

2. 被扶養者申請(添付)書類一覧表

続柄		提出書類	添付書類
配偶者		①被扶養者届兼国民年金第3号届 ※20歳未満、又は60歳以上の方は、 被扶養者届 ②被扶養(申請)者現況届 ③ 収入等の証明書類	<収入等の証明書類について> ●次のイ～ニのいずれかの書類を添付してください。 イ会社を退職した場合(扶養申請をされる日の属する年、 またはその前年に退職した場合) ⇒退職日を確認できるもの 「源泉徴収票」・「退職証明書」・「離職票」・ 「雇用保険受給資格者証」のいずれか ※自営業を廃業された場合は「廃業届(控)」を 提出してください。 ロ働いていない場合 ⇒「非課税(課税)証明書」 ※収入が記載されている場合は、その収入の説明 を記入してご提出ください。 ハ現在も働いている場合 ⇒本年分の「見積額証明書」または「直近の給与明細 3ヵ月分以上」 ※自営業の場合は「確定申告書」と「損益計算書」 または「収支内訳書」を提出してください。 ニ学生の場合 ⇒「在学証明書」または「学生証」 ※学生であっても収入がある場合は、 ハの書類も必要となります。 ●その他、次の項目に該当する場合は、証明書類を 提出してください。 I. 年金・恩給等の受給(予定)者 ⇒「年金振込通知書」または「年金見込額照会票」 ※一番新しい金額がわかるものを 添付してください。 II. 失業給付受給中・申請中・申請予定のある方 ⇒「雇用保険受給資格者証」 ※受給中(日額3,612円以上)は、被扶養者に なることができません。 III. その他の収入がある方 ⇒収入の種類と金額が分かる書類を添付して ください。
子供	18歳以上	①被扶養者届 ②被扶養(申請)者現況届 ③ 収入等の証明書類 ④配偶者の収入の証明 ※夫婦ともに被保険者の場合のみ必要	
	18歳未満	①被扶養者届 ②被扶養(申請)者現況届 ※夫婦ともに被保険者の場合のみ必要 ③配偶者の収入の証明 ※夫婦ともに被保険者の場合のみ必要	
父母 兄弟 姉妹 義父母 伯叔父母 甥姪 など		①被扶養者届 ②被扶養(申請)者現況届 ③ 収入等の証明書類 ④(1)同居の場合は、世帯全員の住民票等 同居であることの確認ができる書類 (2)別居の場合は、被保険者との続柄が 確認できる書類	
※印の方は同居が 絶対条件となります。			

【別居の場合】

・被保険者と別居されている方の申請をする場合は、上記の書類の他に次の書類も必要となります。

- ①仕送りの証明(銀行の振込証明など。原則月1回を3ヵ月分(3回分)以上。手渡しは不可)
 ※単身赴任、就学、施設入所による別居の場合は不要
- ②申請者の住所が確認できる書類(住民票、在学証明、施設入所証明など)

<注意事項>

- 1 「収入等の証明書類」などの添付書類は、コピーでも差し支えありません。
- 2 必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合や、生計維持の有無を確認させていただく場合があります。
- 3 定期的に被扶養者の資格調査を実施していますので、収入・仕送り等の証明書類は必ず保管しておいてください。
 (収入の増減や扶養者の異動等により、調査時に扶養から外れることがあります)
- 4 被扶養者の認定日は原則、当組合で書類を受付けた日となります。認定されるまでは、当組合の保険を使用して診療を受けることはできません。
- 5 上記の書類が提出できない場合は、当組合へご相談ください。(Tel052-952-2671)